

「道州制のあり方に関する答申」の骨子

〔平成18年2月28日
地方制度調査会〕

1 都道府県制度について

- 現在の都道府県制度のままで、社会経済情勢の変化に対応できるか。一層の地方分権改革の担い手たり得るか。
 - ① 市町村合併の進展等の影響
 - ② 都道府県を越える広域行政課題の増加
 - ③ 地方分権改革の確かな担い手の必要

2 広域自治体改革と道州制

- 広域自治体改革は、①都道府県制度に関する問題への対応にとどまらず、②国のかたちの見直しにかかわる改革として位置づけることが考えられる。
- すなわち、広域自治体改革を通じて国と地方双方の政府を再構築し、新しい政府像[※]の確立を目指すもの。このことは、国家的課題への高い問題解決能力を有する政府を実現する方途でもある。
 - ※ 「国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政は広く地方公共団体が担うことを基本とする」
- こうした見地に立つならば、その具体策としては道州制の導入が適当と考えられる。

3 道州制の制度設計

(1) 検討の方向

- ① 地方分権を推進し、地方自治を充実強化する。
- ② 自立的で活力ある圏域の実現を目指す。
- ③ 国と地方を通じた効率的な行政システムを構築する。

(2) 基本的な制度設計

① 道州の位置づけ

- ・ 広域自治体として都道府県に代えて道州を置く。道州及び市町村の二層制。

② 道州の区域 → 別紙参照

③ 道州への移行方法

- ・ 原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる。

④ 道州の事務

- ・ 都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲し、道州は広域事務を担う役割に軸足を移す。
- ・ 現在国（特に地方支分部局）が実施している事務は、できる限り道州に移譲。

⑤ 議会・執行機関

- ・ 議決機関として議会を置く。議員は道州の住民が直接選挙。
- ・ 道州の執行機関として長を置く。長は道州の住民が直接選挙。長の多選は禁止。

⑥ 道州制の下における税財政制度

- ・ 国からの事務移譲に伴う適切な税源移譲を実施。
- ・ 偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実などを図り、分権型社会に対応し得る地方税体系を実現。
- ・ 税源と財政需要に応じた適切な財政調整制度を検討。

4 道州制の導入に関する課題

- 道州制に関わる検討課題は広範*。また、道州の設置と都道府県の廃止は、我が国の圏域構造を将来にわたり方向づけ、国民生活にも大きな影響。

※ 国の政治行政制度のあり方、国・地方の行政組織のあり方、国・地方を通じた行政改革との関係など

- 道州制の導入に関する判断は、広範な問題に関する国民的な論議の動向を踏まえて行われるべき。

政府においては、引き続き検討を進め、論議の深まりに資するよう適切な役割を果たしていく必要。道州制の導入への気運が高まる場合に、推進法制を整備することも考えられる。

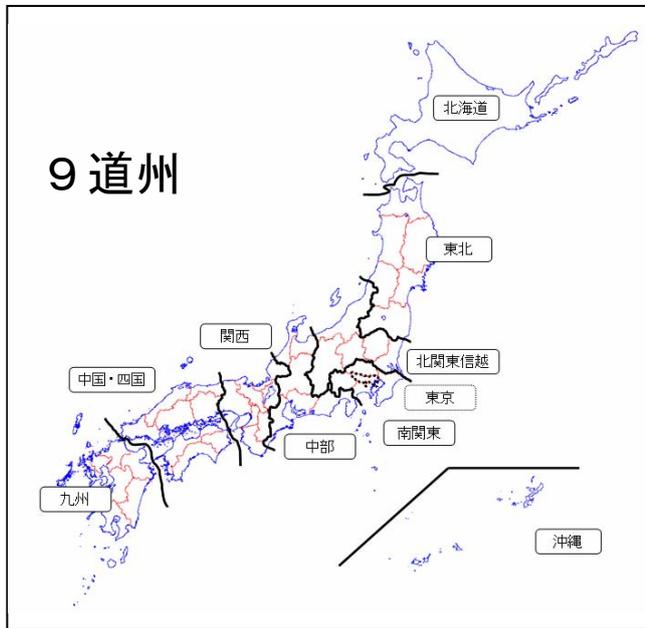
- 答申を基礎として、今後、国民的な論議が幅広く行われることを期待。

【参考】地方制度調査会の主な調査審議経過

- H16. 3. 1 第1回総会：総理より諮問
- 11. 8 第3回総会：「道州制に関する論点メモ」取りまとめ
- H18. 2. 28 第5回総会：「道州制のあり方に関する答申」（予定）
- 総会5回・専門小委員会38回（うち道州制21回）・地方意見交換会4回

道州の区域例

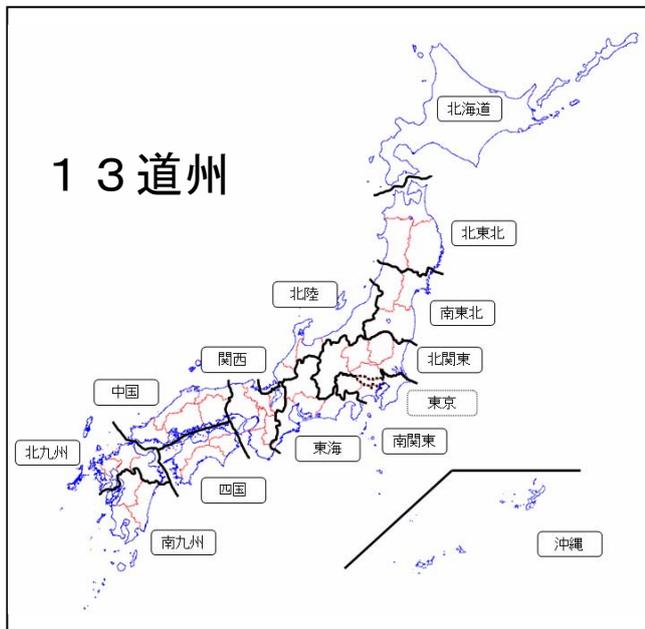
【区域例－１】



【区域例－２】



【区域例－３】



道州の区域の考え方

- 道州の区域は、社会経済的・地理的・歴史的・文化的条件を勘案して画定。
- 区域については様々な考え方。答申では区域例（各府省の地方支分部局の管轄区域に基本的に準拠）を3例示す。
- 区域の画定手続は次のとおり。
 - ・ 国は道州の予定区域を示す。
 - ・ 都道府県は意見（変更案等）を定めて国に提出できる。
 - ・ 国は意見を尊重して区域に関する法律案を作成。
- 東京は周辺県と合わせて一の道州とすることが基本。ただし、東京都の区域のみをもって一の道州等とすることも考えられる。

(注)

- 1 道州の区域については様々な考え方があり得る。ここで示した区域例は、各府省の地方支分部局に着目し、基本的にその管轄区域に準拠したものである。
- 2 東京圏に係る道州の区域については、東京都の区域のみをもって一の道州とすることも考えられる。